

既修得科目認定・実習時間一部免除申請書

学校法人 北杜学園

仙台医療福祉専門学校校長 殿

申請年月日	20	年	月	日
氏名				
生年月日		年	月	日

私は、精神保健福祉士・社会福祉士養成施設または大学等において、履修済みの科目があるため、必要書類を添付のうえ、既修得科目認定・実習時間一部免除を申請いたします。

1 履修した学校名及び学部・学科名等

学校名	
学部・学科名等	

2 既修得科目認定・実習時間一部免除を申請する項目（(1)～(3)）にを入れてください。

<input type="checkbox"/>	(1)	ソーシャルワークの理論と方法 【申請対象者】 社会福祉士登録者 【添付書類】 社会福祉士指定科目履修証明書（「ソーシャルワークの理論と方法」の履修証明書） + 社会福祉士登録証の写し																																									
<input type="checkbox"/>	(2)	ソーシャルワーク実習〈60時間免除〉 相談援助の実務経験を1年以上有し、実習なしの場合は、申請不要です。 【申請対象者】 社会福祉士養成課程等における「ソーシャルワーク実習」を履修済みの方 【添付書類】 社会福祉士指定科目履修証明書（「ソーシャルワーク実習」の履修証明書）																																									
<input type="checkbox"/>	(3)	精神保健福祉士指定科目のうち履修済の科目 ※下表に○を付してください 【申請対象者】 精神保健福祉士指定科目の一部を履修済みの方 【添付書類】 精神保健福祉士指定科目履修証明書																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>本課程の履修科目</th> <th>既修得科目認定を申請する科目に○を付してください。</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>精神医学と精神医療</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>現代の精神保健の課題と支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>精神保健福祉の原理</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>ソーシャルワークの理論と方法</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ソーシャルワークの理論と方法（専門）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>精神障害リハビリテーション論</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>精神保健福祉制度論</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ソーシャルワーク演習（専門）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">9</td> <td>ソーシャルワーク実習指導</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">相談援助の実務経験を1年以上有し、実習なしの場合は、申請不要です。</td> </tr> <tr> <td>ソーシャルワーク実習</td> </tr> </tbody> </table>	No.	本課程の履修科目	既修得科目認定を申請する科目に○を付してください。	備考	1	精神医学と精神医療			2	現代の精神保健の課題と支援			3	精神保健福祉の原理			4	ソーシャルワークの理論と方法			5	ソーシャルワークの理論と方法（専門）			6	精神障害リハビリテーション論			7	精神保健福祉制度論			8	ソーシャルワーク演習（専門）			9	ソーシャルワーク実習指導		相談援助の実務経験を1年以上有し、実習なしの場合は、申請不要です。	ソーシャルワーク実習
No.	本課程の履修科目	既修得科目認定を申請する科目に○を付してください。	備考																																								
1	精神医学と精神医療																																										
2	現代の精神保健の課題と支援																																										
3	精神保健福祉の原理																																										
4	ソーシャルワークの理論と方法																																										
5	ソーシャルワークの理論と方法（専門）																																										
6	精神障害リハビリテーション論																																										
7	精神保健福祉制度論																																										
8	ソーシャルワーク演習（専門）																																										
9	ソーシャルワーク実習指導		相談援助の実務経験を1年以上有し、実習なしの場合は、申請不要です。																																								
	ソーシャルワーク実習																																										

(注1) 既修得科目の読替は「精神保健福祉士法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目等の読替の範囲について」（平成23年8月5日厚生労働省障発0805第5号）に基づき、認定します。申請者においても、自身の履修済みの科目について上記通知を確認のうえ、既修得科目認定を申請してください。

(注2) 既修得科目として認められる時間数の上限は、本課程の総履修時間数の2分の1となります。

(注3) ソーシャルワーク実習〈60時間免除〉は、社会福祉士養成課程（大学、養成施設等）にてソーシャルワーク実習（相談援助実習等）を履修した方に限ります。実習時間210時間のうち、障害者施設等における60時間を免除します。

(注4) ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習については、あわせて履修済みの場合のみ申請が可能です。どちらか一方の科目のみの申請は認められません。